

沼津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

沼津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

沼津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改めるものである。